

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

専門サービス・工事派遣業者登録のために求められる要件（指針第8条）

1. 登録のための専用ウェブサイト（プラットフォーム）で以下の情報を入力
 - a) 有効な電子署名（FIEL）
 - b) 氏名（自然人の場合）あるいは社名（法人の場合）
 - c) 商号
 - d) 所在州
 - e) 納税者登録番号（RFC）
 - f) 住所
 - g) 事業所の緯度・経度
 - h) 電話番号・携帯電話番号・E メールアドレス
 - i) 定款の番号、公証人の登録番号、設立年月日、事業目的
 - j) 社会保険庁（IMSS）に対する雇用主登録番号
 - k) 法的代表者の個人識別情報、統一住民コード（CURP）、E メールアドレス
 - l) 国家労働者消費基金庁（INFONACOT）への加入データ
 - m) 登録申請時の従業員数（性別に入力）
 - n) IMSS の労災保険のための事業所業種分類カタログに基づく経済活動
 - o) 登録簿に登録したい活動（複数可能）
 - p) 主要（優先的）な経済活動
2. 国税庁（SAT）に対する租税債務が無く、社会保険庁（IMSS）や労働者住宅基金庁（INFONAVIT）に対する社会保険料の滞納が無いこと
3. 専用サービスや工事の詳細な内容の入力

それぞれのサービスや工事について、専門性があることを宣誓し、それを証明するための要素を詳細に説明する必要がある。専用ウェブサイトの要件に基づき、人材の育成、認証、当該活動を実施するための許認可、装備、技術、資産、資本、機械設備、危険度、平均給与レベル、経験など、サービス・工事の専門性を裏付ける情報や文書を提出する必要がある。また、登録を希望する専門サービス・工事は、当該企業の事業目的として定款に記載されていないなければならない。
4. 専用ウェブサイトを通じて、以下の文書を指定されたファイル形式でアップロードする
 - a) 法的代表者の身分証明書（PDF）
 - b) 代表権授權証書（PDF）
 - c) 従業員の給与証明書（XML）
 - d) 定款および現行の事業目的（PDF）

- e) 連邦納税者登録（RFC）の登録証明書（PDF）
- f) IMSS に対する雇用主登録（PDF）
- g) 住所を証明する書類（電気代や電話代の請求書、固定資産税支払い証書）（PDF）

以 上